

平成 27 年 8 月 31 日

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会
原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ
座長 山内弘隆 様

委員 遠藤典子

意見書

業務上の都合により、本日の第 3 回会合に出席がかなわないため、書面をもって意見を述べさせていただきますことをお許しください。

第 2 回会合でも申し上げましたが、再処理事業が適切に実施されなければ、核燃料サイクル事業だけではなく、フロントエンドを含む原子力事業全体に多大なる影響を及ぼすことを、事業者および政策担当者が改めて認識することが事業環境整備検討の前提であると考えます。

その上で、今回、新制度として提案された実施主体としての認可法人設立は、国の関与を一段強めるものであり、国策としての意味合いが強い核燃料サイクル事業の実態に即した制度改革であると考えます。

また、競争環境下においても再処理事業費用を確実に確保するため、原子力事業者による拠出金方式に変更すること、電力自由化政策に遅れをとらぬよう行われるべき施策と考えます。

しかしながら、認可法人の設立がすなわち再処理事業の進捗を約束するものではありません。最も重要であるのは、円滑な事業実施を実現するためのガバナンス体制強化について、事務局資料の 8 ページに示されているような具体的な措置を、立法と同時に進めるべく検討を行うことが必要と考えます。

その際には、認可法人として先行した原子力発電環境整備機構（NUMO）の事業運営体制を検証し、のちに NUMO の改革にも知見が活かされるべきでしょう。

何より、認可法人という再処理事業への参加者が増えることで、国、原子力事業者、認可法人、日本原燃の間で責任の所在が不明瞭になることのないよう留意することが必要であると考えます。

以上